

出産・子育て応援給付事業

令和7年4月より、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援とあわせて、経済的な支援（妊婦支援給付金）を実施しています。

対象者 令和7年4月1日以降に胎児心拍を確認している妊婦

令和7年4月1日以降に大館市へ転入し、転出元で申請していない場合はお問い合わせください。

令和7年4月1日以降に人工妊娠中絶・流産・死産されたかた場合も、医師の証明書等により妊娠の事実が確認できれば支給対象となります。

給付金について

妊娠中から産後の2回に分けて支給します。

申請内容に不備等がない場合、申請受理日の翌月の振り込みを予定しています。



	妊婦支援給付金 1 回目 (5万円)	妊婦支援給付金 2 回目 (胎児 1 人につき 5 万円)
申請時期	妊娠届出時	産後 2 か月頃
申請方法	妊婦本人へ「妊婦給付認定申請書」をお渡しします。 その場で記入し、提出します。	「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、「胎児の数の届出書」を配付します。 申請書は郵送にて提出ください。
申請後の流	妊婦給付認定後に、「妊婦給付認定通知書」「妊婦支援給付金支払通知書」が発送されます。	申請が認められると、「妊婦支援給付金支払通知書」が発送されます。

申請に必要なもの

妊婦本人の預金通帳の写し（口座番号、支店名の記載ページ）

本人確認用身分証明書の写し（マイナンバーカード表面、運転免許証等）

裏面のよくある質問【Q & A】もご覧ください。

よくある質問【Q & A】

給付金の対象について

Q 流産・死産・人工妊娠中絶をした場合、給付金の対象になりますか？

- A 令和7年4月1日以降に、医療機関等で医師による胎児心拍の確認がされた後、流産・死産・人工妊娠中絶などを経験したかたも対象となります。
- 妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。
- また、妊娠の届出をする前に流産等を経験したかたも申請ができます。
- その場合、医療機関で胎児心拍を確認した際の診断書等を確認させていただきます。
- 申請期限内（心拍を確認した日から2年を経過する日まで）に申請してください。

妊娠届出後や出産後の転出について

Q 妊娠届出後や出産後に転出した場合、給付金はどうなりますか？

- A 申請日時点の住所地で「妊婦支援給付金」を受け取れます。
- 申請前に転出された場合は、転出先で申請することで、給付金を受け取ることができます。
- 妊娠届出の際に、転出予定のあるかたは、お知らせください。
- 同一の妊娠について、複数の市町村から二重に受けることはできません。
- 自治体によって給付形態（クーポン、カタログギフト、現金等）が異なる場合もあります。

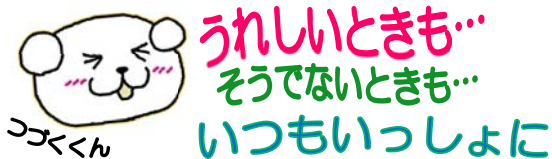
給付金の受け取りについて

Q 申請する際に指定する銀行口座は、妊産婦の口座に限定されますか？

- A 妊産婦ご本人の口座にのみ振り込みとなります。
- 申請後に口座名義の変更等をされると入金できなくなります。入金を確認できるまで、口座名義の変更等は行わないようにしてください。（名字の変更等ご注意ください。）

Q 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

- A 申請を受理してから、翌月月末に指定口座に振り込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。申請書類を提出してから3か月以上経過しても振り込みが確認できない場合には、お問い合わせください。



こども家庭センターさんまある

担当：大館市福祉部健康課母子保健係
お問合せ先：こども家庭センター さんまある
（大館市保健センター内）
TEL : 0186-43-7101
平日（祝日・年末年始除く）
8時30分～17時15分まで
E-mail:bosi@city.odate.lg.jp